　　　海老名市名産品開発等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新たな名産品開発を促進することにより、市のシティーセールスやにぎわい振興を図るため、事業者が名産品の開発に要する経費に対し、予算の範囲内において海老名市名産品開発等支援事業補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和５８年規則第１２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、「名産品」とは、次のいずれにも該当するものとする。

　(１)　市内で操業している事業者により、その重量又は付加価値の半分を一定程度以上上回る主要な割合が市内で加工、製造されている加工品、工芸品、工業製品（部品含む。）等（以下「商品等」という。）。ただし、一次産品は除く。

(２)　ふるさと納税の返礼品となる可能性がある等市の地域産業の振興に繋がる要素を持つ商品等であること

(３)　高い品質と安全性を保証し、信頼性のある商品等であること。食品については、これに加えて食品表示法（平成２５年法律第７０号）を遵守した商品等であること。

(４)　将来にわたり、継続的かつ安定供給が見込める商品等であること。ただし、材料の収穫時期等により期間限定・数量限定の商品等についてはこの限りではない。

(５)　市を挙げて誇れるもので、市のイメージアップにつながる商品等であること　（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する事業とする。

　(１)　名産品の開発（既存の商品等の改良を含む。）を行う事業

　(２)　名産品を提供するための梱包資材等の製作事業

　(３)　名産品の情報発信強化及び普及促進に係る事業

(４)　その他市長が適当と認める事業

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としない。

(１)　市の他の類似の補助金等を既に受けているもの又は受ける予定のあるもの

(２)　その他市長が適当でないと認めるもの

（補助対象者）

第４条　補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

　(１)　名産品を製造、加工する、又はする見込みのある事業者

　(２)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に定める暴力団体又はそれらのものと密接な関係を有しないもの

(３)　納期限の到来した海老名市市税条例（平成２９年条例第２５号）第３条に規定する市税に未納がないもの

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、報償費、旅費、

需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他市長が特に必要と認める経費とする。

２　前項の規定にかかわらず、国、県又は他市から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費の合計額から当該補助金等の額を控除して得た額を補助対象経費とする。

　（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額とし、５０万円を限度とする。

２　前２項の規定により算出した補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

　（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業着手前に、海老名市名産品開発等支援事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　事業計画書

(２)　収支予算書

(３)　申請者の概要書

(４)　納税証明書又は市税納付状況調査同意書（第２号様式）

(５)　その他市長が必要と認めた書類

２　前項に規定する交付申請は、同一年度において１事業者につき１回までとする。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、海老名市名産品開発等支援事業補助金交付・不交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知する。

（補助事業の変更等）

第９条　補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、海老名市名産品開発等支援事業補助金変更・中止承認申請書（第４号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費及び交付決定額に影響のない場合はこの限りではない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止に係る承認の適否を決定し、海老名市名産品開発等支援事業補助金変更

・中止承認・不承認通知書（第５号様式）により補助事業者に通知する。

（状況調査等）

第１０条　市長は、必要と認めたときは、補助事業の遂行に関して補助事業者に対し報告を求め、又は状況を調査することができる。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から２０日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、海老名市名産品開発等支援事業補助金実績報告書（第６号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(１)　事業報告書

　(２)　収支決算書

　(３)　領収書等補助対象経費の支払が確認できる書類

　(４)　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市名産品開発等支援事業補助金確定通知書（第７号様式）により補助事業者に通知する。

　（補助金の交付請求）

第１３条　補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに海老名市名産品開発等支援事業補助金交付請求書（第８号様式）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

　（決定の取消し等）

第１４条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補　助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、　当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、取り消した額に　相当する金額の返還を命ずることができる。

(１)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第１５条　市長は、前条の規定により補助金の返還を補助事業者に命ずるときは、海老名市名産品開発等支援事業補助金返還通知書（第９号様式）により行うものとする。

２　補助事業者は、前項の通知書を受けたときは、当該通知書を受けた日から３０日以内に当該通知書に記載された返還金額を市長に返還しなければならない。

（書類の整備等）

第１６条　補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当　該収支及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計　年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（補則）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が

　別に定める。

附　則

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。